

<例>

遊泳用プールの衛生基準について（平成13年7月24日健発第774号）

ミネラルウォーター製造施設に対する監視指導の強化について（平成12年2月22日衛食第23号）

建築物等におけるレジオネラ症防止対策について（平成11年11月26日生衛発第1679号）

感染症新法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について（平成11年3月30日健医感発第46号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の施行について（平成11年3月19日健医発第452号／生衛発第434号）

建築物における冷却塔等の衛生確保について（平成8年9月13日衛企第113号）

データベースシステムは大変便利な検索システムであるが、多くの法令・通知の中から、必要な情報をもれなく体系的に取得するのは必ずしも容易ではない。データベースシステムを補完するために「院内感染対策通知集」が発行されている。これは、肝炎関連、AIDS関連、MRSA関連、VRE関連、レジオネラ関連、結核関連、クロイツフェルト・ヤコブ病関連、食中毒関連の項目別に主要な厚生労働省通知を列挙し、これまでの院内感染に関するガイドラインに、解説を加えて編集してあり、病院感染にとって重要な疾患に対する政策が体系的に理解できるようになっている。大変有益な書籍であるが、発行が平成10年5月で改訂が必要である。しかし、「厚生労働省法令等データベースシステム」と併用すると、現時点でも有効に利用できる。

2. 病院感染防止対策に関する診療報酬点数

保険医療機関においては、病院感染防止対策に関する基準を満たしていない場合、すなわち未実施の場合、入院基本料の所定の点数から1日につき5点減算される。ここでいう病院感染防止対策に関する基準とは、院内感染防止委員会が設置され、下記の対策がなされていることをいう。

① 当該保険医療機関において、院内感染対策委員会が月1回程度、定期的で開催される。

② 院内感染対策委員会は、病院長または診療所長、看護部長、薬剤部門の責任者、検査部門の責任者、事務部門の責任者、感染対策に関し相当の経験を有する医師等の職員から構成されている。（診療所においては各部門の責任者を兼務した者でさしつかえない。）

③ 当該保険医療機関内にある検査部において、各病棟の微生物学的検査に係る状況等を記した「感染情報レポート」が週1回程度作成されており、当該レポートが院内感染対策委員会において十分に活用されている体制がとられている。当該レポートは、入院患者からの各種細菌の検出状況や薬剤感受性成績のパターン等が病院の疫学情報として把握、活用されることを目的として作成されるものであり、各病棟からの拭き取り等による各種細菌の検出状況を記すものではない。

④ 院内感染防止対策として、職員等に対し流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、各病室に水道または速乾式手洗い液等の消毒液が設置されている。ただし、精神病棟、小児病棟等においては、患者の特性から病室に前項の消毒液を設置することが適切でないと判断される場合に限り、携帯用の速乾式消毒液等を用いてもさしつかえないとする。

1) 文献

- 1) 基本医療六法、平成16年版。中央法規、2003。
- 2) 厚生労働省法令等データベースシステム。 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

6 消毒薬一覧

XIII-6表1 消毒薬一覧

類分	一般名	商品名	使用濃度	消毒対象	備考
アルデヒド系	グルタラール (グルタルアルデヒド)	ステリハイド ステリスコープ サイテックス クリンハイド グルトハイド ステリコール ステリノール ソルゾール デントハイド ワジュライト	2~3.5%	内視鏡 ウイルス汚染の医療器材	①液の付着に注意!(化学熱傷を生じる) ②蒸気の曝露に注意!(粘膜を刺激する) ・換気 ・蒸付きの浸漬容器で用いる ・拭拭法や噴霧法で用いない ③適用後の内視鏡などに対しては、十分な水洗(リンス)が必要
	フタラール (オルトフタルアルデヒド)	デイスオーバ	0.55%		
塩素系	次亜塩素酸ナトリウム	ミルトン ピュリファンP シアノック テキサント ハイポライト ビューラックス ヤクラックスD	0.01~0.0125% (100~125ppm)	ほ乳瓶、投薬容器 蛇管、薬液カップ	洗浄後に1時間の浸漬
			0.02%(200ppm)	食器、まな板 リネン	洗浄後に5分以上の浸漬 洗浄後に5分以上の浸漬、その後に水洗
			0.05~0.1% (500~1,000ppm)	ウイルス汚染のリネン・器材 ウイルス汚染の環境(目に見える血液汚染がない場合)	30分間以上の浸漬、その後に洗濯 拭拭、ただし、傷みやすい材質への適用では、その後の水拭きが必要となる
			0.5~1% (5,000~10,000ppm)	床上などのウイルス汚染血液	本薬をしみ込ませたガーゼなどで拭き取る
	ジクロロインシア ヌール酸ナトリウム	ミルトン・タブレット プリセプト顆粒 シクロシア		次亜塩素酸ナトリウムの項を参照 床上などのウイルス汚染血液	ふりかけて5分以上放置後に処理する
酸化剤	過酢酸	アセサイド	0.3%	内視鏡 ウイルス汚染の医療器材	①液の付着に注意! ②蒸気の曝露に注意! ③適用後の器材に対しては、十分な水洗が必要 ④10分間以上の浸漬を行わない(材質の劣化防止)
	オキシドール (過酸化水素)	オキシドール オキシフル マルオキシール	原液(3%) または 2~3倍希釈	創傷、潰瘍	①発泡による異物除去効果 ②新たに表皮が形成された部位には用いない(治癒組織の熱硬化が生じる)
			2倍希釈	口腔粘膜	洗浄・消毒
			10倍希釈	口内炎の洗口	洗浄・消毒
		原液	コンタクトレンズ スリーミラー(拡大鏡)	①10分間以上の浸漬、HIV、アデノウイルスおよび甲種ヘルペスウイルスの殺滅 ②消毒後の対象物に対しては、十分な水洗(リンス)が必要	
ヨウ素系	ポビドンヨード	インゾン ネオヨジン イオダイン 東海ポビドン ネグミン ハイポピロン ピシヨード ヒポジン ピロピドンヨード ポビドン	原液(10%)	手術部位の皮膚・粘膜 創傷部位 熱傷皮膚面 感染皮膚面	①腹腔や胸腔へ用いない(ショックの可能性) ②体表面積20%以上の熱傷患者や、腎臓病のある熱傷患者には用いない(大量吸収による副作用の可能性) ③低出生体重児や新生児への広範囲使用を避ける(大量吸収による副作用の可能性)

厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業

院内感染の発症リスクの評価と
効果的な対策システムの開発に関する研究

平成15年度～17年度 総合研究報告書

発行日 平成18年4月10日
発行者 倉辻忠俊
〒157-8535 東京都世田谷区大蔵2丁目10-1
国立成育医療センター研究所 ☎ (03) 3416-0181
製 作 株式会社メチカルフレンド社